

特記仕様書

1 件名

古川水環境改善対策検討業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

港区芝浦一丁目1番先から南麻布四丁目2番先まで（古川）

総延長 4.4 km

（内訳 芝 2.18 km、麻布 2.22 km）

4 目的

かつての古川は、水量も豊かで水車や舟運に利用されるなど、人々の生活に密着した良好な空間を提供していた河川でした。しかし、現在は都市化の影響により、水温が上昇する時期には異臭や浮遊物等の発生がみられ、沿川住民の生活環境の悪化が懸念されています。

港区では令和4年度から令和5年度にかけて古川の水質改善を目的とした水質浄化対策の検討を行い、その検討結果に基づき令和6年度に河床整正工事を実施しました。さらに、令和7年度に工事前後における水質状況の比較を行いました。

古川では、これらの水質改善に向けた取組のほか、流路整正、しゅんせつ、下水高度処理水の放流、下水道の整備等の施策により都市河川としての機能を徐々に回復してきました。近年、古川沿いにおいて開発事業等が進む中、沿川住民にとって親しみをもてる古川環境の形成や地域のにぎわい拠点づくりが求められています。このため、都市河川の特性を踏まえた「水環境」の総合的な評価や中長期的な対策について検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、本業務では河床整正後における水質状況の継続的な調査に加え、新たに臭気調査を行い、水質と臭気の関係性について多面的な検討を行います。あわせて、水環境改善に係る施策効果の検証および分析を行い、その結果を基に、水環境改善に向けた水質の変化に加え、臭気や周辺環境への影響などを踏まえた評価の視点の方向性について整理します。

これらを通じて、中長期的な視点に立った古川における水環境改善計画

(素案)の作成を目的とします。

5 適用範囲及び一般事項

(1) この仕様書は、東京都土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この委託に適用する。

(2) 記載内容の優先順位は、特記仕様書、標準仕様書の順とする。

(3) この委託の履行に当たっては、下記に示す図書の最新のものを使用する。ただし、「東京都建設局」及び「東京都財務局」と記載がある場合は、これを「港区」と読み替える。

ア 東京都財務局「東京都設計委託標準仕様書」

イ 東京都建設局「工事記録写真撮影基準」

ウ 東京都「東京都建設リサイクルガイドライン」

エ 東京都「東京都建設泥土リサイクル指針」

オ 港区「受注者等提出書類処理基準」

6 業務内容

受注者は以下の業務を行う。詳細については、別途発注者と協議すること。

(1) 計画準備

業務を円滑に実施するため、本業務の目的・主旨を十分把握した上で、設計図書及び特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書及び工程表を作成する。

(2) 事前調査

① 現地踏査

業務を効率的に遂行するため、業務を実施する上での現地条件等の確認の現地踏査を行い、踏査結果を整理すること。

② 資料収集・整理

本業務の検討に必要な各種資料及び、既往の水質調査結果等について収集・整理を実施すること。

③ 現地調査計画の作成

現地踏査、資料収集・整理の結果を踏まえ、現地調査位置、手法等について詳細な調査実施計画を作成すること。現地調査の実施に際して、土地への立ち入りなどが必要な場合は、関係者への事前周知、また、必要に応じて適切な手続きを行い、調査時は身分証明書を携帯すること。

(3) 水環境実態調査

受注者は、下記の内容について現地調査を実施すること。調査の詳細は発注者との協議及び提案によるものとする。

① 水質調査

令和4年度から実施している水質調査を春季～秋季の間でおおよそ1か月に1回、計4回実施すること。

各地点において、透視度、試水の臭気、色調を記録し、水質計による水温、塩分（電気伝導度）、pHの測定と採水によるBOD、硫化物、SSの分析を行う。また、併せて調査時の潮位、流況についても記録を行うとともに、古川が周辺地域の中でどのように位置づけられ、利用されているかについて、数値のみでは得られない調査箇所が取り巻く環境を把握するために各地点における全方位カメラによる現地状況の撮影を行う。

調査地点は、浜崎橋、金杉橋、赤羽橋、一之橋、古川橋、狸橋、天現寺橋の付近の7地点とし、水質計による測定および採水は一之橋から下流側では各地点の表層と底層の2層、古川橋から上流側では各地点の表層の1層で行う。

② モニタリング調査

古川の水質変動及び水環境問題の発生状況の確認として、モニタリング調査を実施する。

モニタリング調査は水質連続観測及びカメラ調査を基本とし、春季～秋季の間で4か月程度実施する。併せて10日に1回点検を実施する。なお、使用するカメラは、スカムの発生等の水環境の変化の確認を目的として、河川沿いに委託期間内に恒常的に設置し、一定間隔で撮影、録画を行うものとする。

調査時期の設定については前項作業と併せて検討すること。また、調査地点は①の調査地点から1地点を対象とする。

③ 臭気調査

臭気調査を春季～秋季の間でおおよそ1か月に1回、計4回以上実施すること。

各地点において、チルメルカプタン、アンモニア、硫化水素、酪酸、インドールについて測定を行うとともに、調査時の天候・気温・風速についても記録を行うとともに、各地点における全方位カメラによる現地状況の撮影を行う。

調査箇所は、浜崎橋、金杉橋、赤羽橋、一之橋、古川橋、狸橋、天現寺橋の付近の7地点とする。

なお、臭気調査にあたっては、これまで区に寄せられてきた臭気に関する意見等について活用できるものとする。

④ その他調査

古川において水環境への影響調査として、その他の要因（下水の越流水、堆積物等）を対象に調査を実施する。

なお、業務対象範囲における放流口は最大3箇所程度を想定する。

(4) 調査結果とりまとめ

「(3) 現地調査」の結果について、とりまとめをおこなう。

また、本業務で撮影した全方位カメラ画像は、庁内で運用している全方位カメラ画像を閲覧できるビューワへの搭載も実施すること。搭載が困難な場合は以下の要件を全て満たすビューワを調達すること。

ア インストールが不要、かつ電磁的記録媒体から動作可能なもの。

イ インターネットに接続不要で、オフラインで動作可能なもの。

ウ 全方位画像のメタデータを読み取り、立体的に見ることが可能な機能を有するもの。

エ マウス操作により地図の拡大縮小が表示され、地点をクリックにより、全方位画像を閲覧できるもの。

(5) 関係者ヒアリング

とりまとめた調査結果を踏まえ、対策検討に係る事項について各関係機関や有識者とのヒアリングを行うこと。

なお、ヒアリングは東京都・港区の関係機関及び有識者を対象に最大3回程度を想定する。

また、生活環境としての観点からも評価できるような沿川住民からの情報収集（アンケート等）も実施し、日常的な状況も把握すること。

(6) 総合評価及び水環境改善対策の検証

とりまとめた調査結果を踏まえ、古川における既往調査結果と比較を行い、古川の水質に係る総合的な評価を行うこと。

また、古川に適応可能な水環境改善対策について、実効性及び有効性の観点から検証を実施すること。

なお、「ばっ気装置の設置」などの具体的な対策案を実施し、完了することまでは想定していない。

(7) 水環境改善計画素案の立案

総合評価及び水質改善対策の検証結果を踏まえ、古川における水環境改善

計画の素案を立案する。

(8) 報告書の作成

本業務での調査結果及び検討内容と検討結果を整理し、報告書を作成すること。

(9) 照査

照査計画を立て業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めること。業務完了時には照査報告書としてとりまとめを行う。

なお、照査は技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、RCCM、空間情報統括監理技術者等の有資格者による品質確認を受けるものとする。

(10) 打合せ協議

本業務に関する打合せは、業務着手時、中間時（1回）、成果品納入時の計3回以上とし、受託者が打合せ記録簿を作成し委託者に提出する。なお、業務着手時と成果品納入時は、総括責任者が立ち会うものとする。

7 環境により良い自動車利用について

(1) この契約の履行に当たって自動車を使用又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車件査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

8 納入場所

港区芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係

港区麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係

9 提出書類について

受託者は業務完了時に、完了届を提出するとともに、業務完了報告にあたり以下の書類を作成し提出すること。

ア 業務報告書（A4判）	2部
イ 業務報告書概要版（A4判）	2部
ウ 照査報告書	1式
エ 報告書電子データ（CD-R形式など）	2式

10 支払い方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。なお、請求先は総合支所毎となるため、請求書は総合支所毎に作成すること。

11 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用について適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

12 その他

- (1) 当該河川における過去の水位上昇の状況、特性等を把握し、河川の危険性について十分認識したうえで作業を行うこと。また、大雨等による急激な水位上昇に対する安全管理対策を十分に行うこと。
- (2) 現地調査期間中は、通行者に対しての安全確保に努めること。
- (3) 現地調査完了後、速やかに現場の片付け・清掃を行うこと。
- (4) 河川施設等を損傷しないように十分注意して作業を行うこと。万が一、損傷した場合は速やかに監督員に報告し、受注者の責任において復旧すること。
- (5) 作業内容及び作業目的を近隣住民に対して、事業の理解・協力が得られるように標示板を設置すること。
- (6) 委託範囲において施設の破損や異常を発見したときは、監督員に報告すること。
- (7) 特記仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定するものとする。